

# 亀山市水道料金検討委員会

## 第2回検討資料



平成29年1月17日 関支所 中会議室 午前9:30~

亀山市建設部 上下水道局 上水道室

## 第1章 料金改定の趣旨

本市の水道施設は、これまで十分な機能を果たせるよう長寿命化を図りながら運用してきました。それにより平成16年4月に改定をして以来12年間値上げすることなく現行料金を維持してきており、県内でも安い水道料金となっています。

しかしながら、管路・施設ともに昭和40年代に建設したものが存在し、老朽化が進んでいることは事実であり、今後、施設整備のために多額の事業費が必要になり、現在の料金水準では財源を確保することが困難でありますことから、料金の改定をしようとするものです。

※（平成26年4月1日に消費税が5%→8%に上がる料金改定はありました。）

## 第2章 地方公営企業の特徴

### 独立採算制

- ・水道事業運営は、利用者からの料金収入により運営費用を賄う「独立採算制」をとっております。
- ・事業運営にかかる費用は「水道料金」を主な財源として運営しています。

### ◆地方公営企業法(抜粋)◆

(経費の負担の原則)

第十七条の二 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担する除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

### 事業運営の資金

- ・水道事業は、装置産業であるため固定費の割合が大きく、施設や管路の整備に多額の資金が必要となります。
- ・整備事業の資金を企業債の発行により確保した場合にも、その償還資金は、「水道料金」が主な財源となります。

※装置産業：一定以上の生産やサービスの提供のために、大型の施設や装置を要する産業です。

### ◆地方公営企業法(抜粋)◆

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することが出来る。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

公共の福祉の増進

- ・常に企業の経済性を発揮

◆地方公営企業法(抜粋)◆

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

### 第3章 水道料金の設定

現在、社会構造の変化に伴う給水収益の減少傾向が続いております。

水道事業の使命として、将来にわたって安全な水の安定供給を続けるために今後増加する老朽施設の更新・耐震化事業を子や孫の代まで先送りすることなく、我々の代において確実に実施しなければなりません。

そのためには、水の使用量が減少しても一定の料金収入が確保できるような、新たな料金体系の見直しが必要となります。

#### 1) 料金水準の算定方法

○水道事業の財源として、水道料金収入がどれだけ必要かを総括原価方式にて算定します。

総括原価方式とは、水道水を提供するために必要な費用（営業費用）に支払利息、今後の投資や資産維持の費用（資本費用）を加えた総括原価が、水道料金の収入に等しくなるように、料金総収入を算定する方式です。

○総括原価＝営業費用(※1)＋資本費用(※2)

※1 (人件費) (減価償却費) (薬品費) (動力費) 等

※2 (支払利息) (資産維持費)

○料金総収入額＝基本料金＋従量料金

{総括原価と料金総収入額は均衡。}

#### 2) 料金体系の考え方

本市の料金体系は2部料金制度であり、料金が使用量に係わらず一律である「基本料金」と使用量に応じて支払額が変動する「超過料金」の2部から構成される料金制度です

○基本料金の考え方

使用者の使用水量と関係なく賦課される料金です。

総括原価のうち、給水量に関係なく、必要な固定経費を回収する料金とされています。

○超過料金の考え方

使用者の使用水量に応じて賦課される料金です。

総括原価のうち、給水量に応じて変動する経費を回収する料金とされています。

○逡増料金制

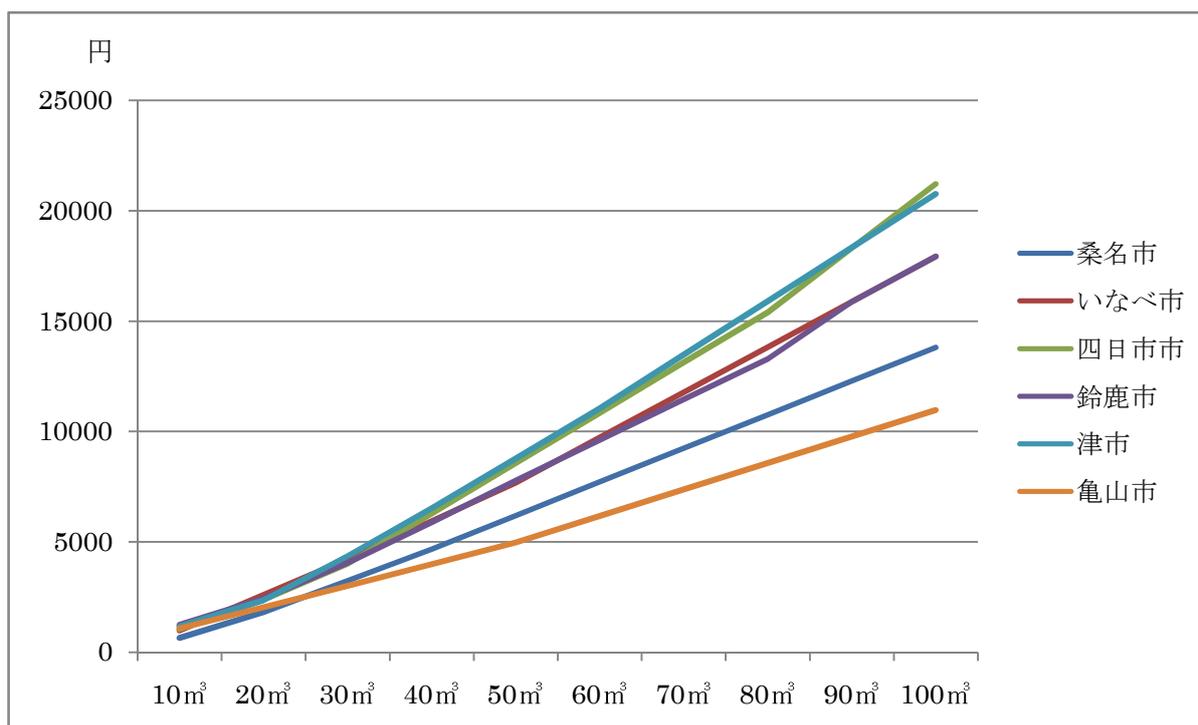
超過料金においては、使用水量が増えるほど 1 立方メートルあたりの料金単価が高くなる体系を逡増料金制といいます。水需要の抑制効果を期待して取り入れられています。

○基本水量制

目的：当初の水道布設は公衆衛生の向上を最大の目的としていたことから、一定の水使用を促すため、基本料金に一定の水量を含めるものです。

課題：使用水量が基本水量未満である利用者が増加しており負担の公平性の確保が難しくなっている。

## 第4章 各市との口径13mmの料金比較



Φ 13 mm 単位：円／m<sup>3</sup>

	桑名市	いなべ市	四日市市	鈴鹿市	津市	亀山市
10 m <sup>3</sup>	648	972	1,037	1,242	1,166	1,080
20 m <sup>3</sup>	1,814	2,592	2,365	2,430	2,354	2,030
30 m <sup>3</sup>	3,240	4,212	4,007	4,050	4,352	3,000
40 m <sup>3</sup>	4,666	5,940	6,286	5,886	6,512	3,990
50 m <sup>3</sup>	6,189	7,668	8,565	7,772	8,780	4,980
60 m <sup>3</sup>	7,712	9,720	10,844	9,608	11,048	6,180
70 m <sup>3</sup>	9,235	11,772	13,123	11,444	13,478	7,380
80 m <sup>3</sup>	10,758	13,824	15,402	13,280	15,908	8,580
90 m <sup>3</sup>	12,281	15,876	18,307	15,872	18,338	9,780
100 m <sup>3</sup>	13,804	17,928	21,212	17,924	20,768	10,980

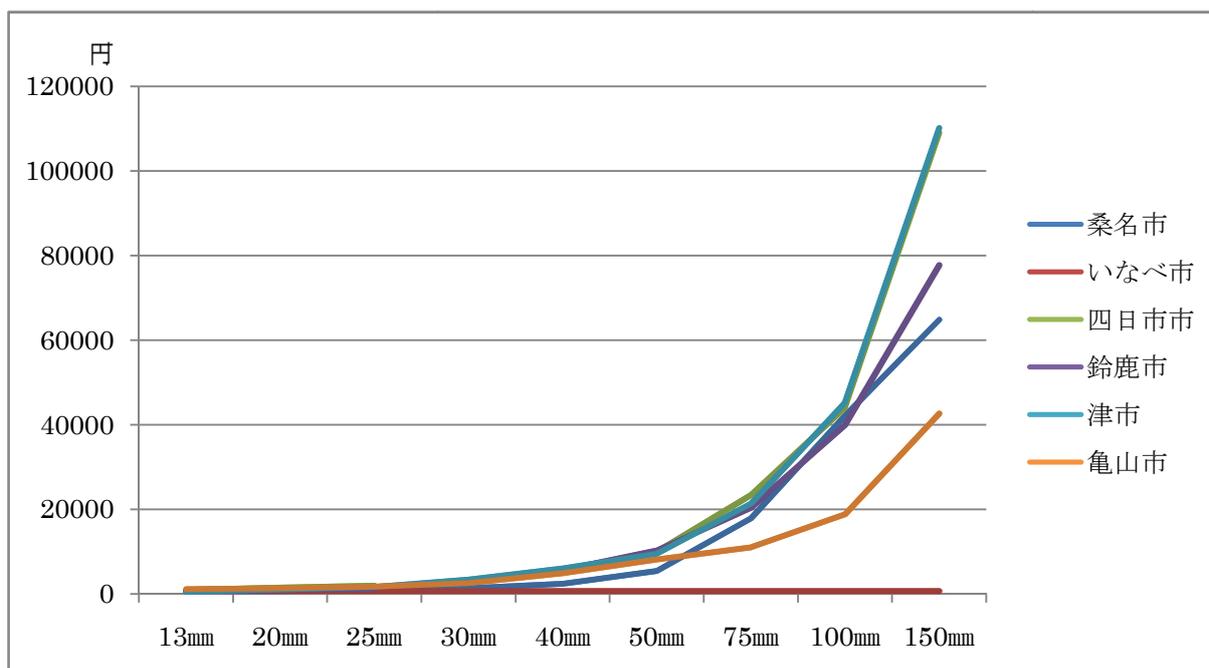
※桑名市は10 m<sup>3</sup>まで基本料金に含まれます。四日市市は、5 m<sup>3</sup>まで基本料金に含まれます。  
 亀山市は10 m<sup>3</sup>まで基本料金に含まれます。

### 各市との比較について

各市においては、水量を含まない基本料金と、一定の水量を含む基本料金の2つに分類することが出来ます。本市は、10 m<sup>3</sup>で4番目の低料金となっています。

また、すべての市において従量制を採用していますが、10 m<sup>3</sup>を1として100 m<sup>3</sup>使用した場合水量は10倍ですが、料金は10倍より高く桑名市では約21.3倍になります。本市は約10.2倍と緩い傾斜配分となっております。

## 第5章 各市との口径別基本料金の比較



単位：円／m<sup>3</sup>

	桑名市	四日市市	いなべ市	鈴鹿市	津市	亀山市
13mm	648	928	648	594	518	1,080
20mm	648	1,468	648	972	1,026	1,285
25mm	864	1,890	648	1,188	1,684	1,674
30mm	1,296		648		3,420	2,505
40mm	2,376	4,957	648	5,616	6,048	4,849
50mm	5,400	9,914	648	10,260	9,504	8,078
75mm	17,820	23,328	648	20,412	21,384	11,016
100mm	42,120	44,064	648	39,960	45,252	18,738
150mm	64,800	108,972	648	77,760	110,160	42,660
※200mm	118,800			145,800	195,588	72,360

### 基本料金について

いなべ市以外は(口径別基本料金制)を導入し、口径ごとに異なる基本料金を徴収しています。

家庭で使用します口径13mm・20mmの小口径の基本料金は、13mmで10m<sup>3</sup>までが1,080円・20mmで10m<sup>3</sup>で1,285円となっています。

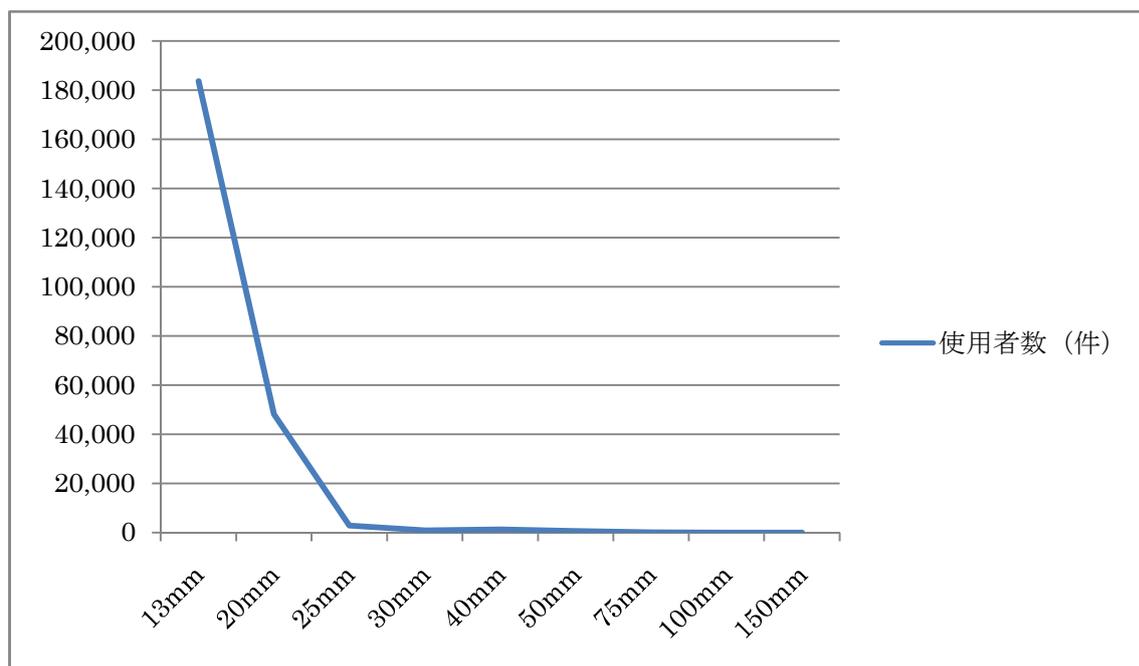
他市と比較しますと、桑名市が13mm・20mmとも10m<sup>3</sup>まで648円の基本料金で最も安い単価となっております。

いなべ市は、口径に関係なく一律648円となっております。(用途別基本料金制)

本市は、大口口径の基本料金が他市と比較して低く、大口需要者を誘致する際に、有利な基本料金体系となっております。

※(参考)

## 第6章 口径別使用者数（亀山市）

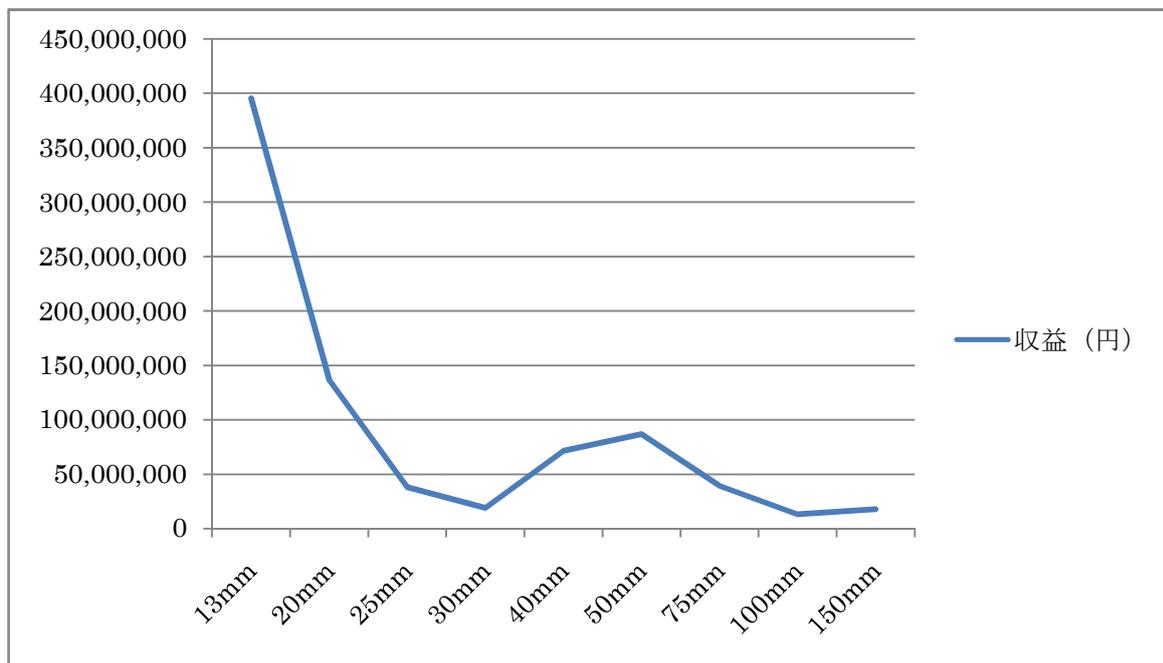


（平成27年度）

口径 ( mm)	口径別使用者数 (件)
1 3 mm	1 8 3, 5 9 6
2 0 mm	4 8, 3 6 3
2 5 mm	2, 8 3 4
3 0 mm	9 5 2
4 0 mm	1, 2 6 2
5 0 mm	7 0 2
7 5 mm	1 7 5
1 0 0 mm	4 8
1 5 0 mm	2 4
合 計	2 3 7, 9 5 6

本市におきまして、口径別使用者数は、13mmが最も多く全体の約77%、20mmが約20%を占めております。

## 第7章 口径別収益（亀山市）



（平成27年度）

口径 (mm)	口径別収益 (円)
13mm	395,261,903
20mm	136,329,675
25mm	37,835,996
30mm	18,890,116
40mm	71,291,552
50mm	86,549,778
75mm	39,120,941
100mm	12,995,982
150mm	17,787,397
合計	816,063,340

本市におきまして、口径別収益は、13mmが最も多く、全体の約48%、20mmが約17%、50mmが約11%、40mmが約9%を占めております。

## 第8章 亀山市水道施設の状況

表1

		竣工年度	状 況
水源地	第1水源地	S41	建物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	第2水源地	S47	建物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	第3水源地	S56	建物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	第4水源地	H5	電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	第5水源地	S63	建物・電気が老朽化している。 機械は順次更新中である。
	野登水源地	H15	電気は一部老朽化している。 建物は現時点では更新の必要は無い。機械は順次更新中である。
	関第1水源地	S41	建物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	関第2水源地	S49	建物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	関第3水源地	H7	電気が老朽化している。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。
	坂下水源地	S49	建物・機械・電気の老朽化が著しい。
	加太水源地	S51	建物・電気が老朽化している。 機械は順次更新中である。

		建設年月	状 況	遮断弁 有無
配水池 ほか	野登配水池	H15.3	電気・機械は一部老朽化している。 構築物は現時点では更新の必要は無い。	○
	新神辺配水池	H16.3	電気・機械は一部老朽化している。 構築物は現時点では更新の必要は無い。	○
	太岡寺配水池	H元.3	電気・機械が老朽化している。	○
	白川配水池	H元.3	電気・機械が老朽化している。	×
	亀山配水池	S40.3	構築物・電気・機械の老朽化が著しい	×
	二本松配水池	H12.9	電気・機械は一部老朽化している。 構築物は現時点では更新の必要は無い。	○
	和賀山配水池	S57.3	構築物・電気・機械が老朽化している。	○
	中の山配水池	H5.6	電気・機械が老朽化している。	○
	関第1配水池	S41.3	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。	×
	関第2配水池	S49.9	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。 緊急遮断弁設置予定。	×
	関ヶ丘配水池	S50.3	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。	×
	関第3配水池	H7.3	電気・機械は一部老朽化している。 構築物は現時点では更新の必要は無い。緊急遮断弁設置予定。	×
	関北部配水池	S43.9	構築物・電気の老朽化が著しい。 機械は一部老朽化が著しい。	×
	観音山配水池	S56.3	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。	×
	加太配水池	S51.9	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。	×
	坂下配水池	S49.3	構築物・電気・機械の老朽化が著しい。	×
	工水配水池	H元.4	構築物・電気・機械は現時点では更新の必要は無い。	○
	御幸加圧ポンプ室	H20	構築物・電気・機械は現時点では更新の必要は無い。	×
	住山加圧ポンプ室	H3.3	電気の老朽化が著しい。 機械は加圧ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×
	川崎加圧ポンプ室	H6.3	電気の老朽化が著しい。 機械は老朽化している。	×
	辺法寺加圧ポンプ室	S59.7	構築物は更新済み。電気は老朽化が著しい。 機械は加圧ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×
	アイリス加圧 ポンプ室	H10.8	電気・機械が老朽化している。	×
	坂本加圧ポンプ室	H20	構築物・電気・機械は現時点では更新の必要は無い。	×
	関北部送水ポンプ場	S54.5	構築物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×
	観音山送水ポンプ場	S55	構築物・電気の老朽化が著しい。 機械は送水ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×
	白川加圧ポンプ場	H元.3	構築物は現時点では更新の必要は無い。電気は老朽化が著しい。 機械は加圧ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×
関南部加圧ポンプ場	S53.3	構築物・電気の老朽化が著しい。 機械は加圧ポンプは更新済みでその後は順次更新中である。	×	

表 2

平成 27 年度 管種別配水管延長

(単位:m)

管種	前年度末	取得	除却	延長
ダクタイル鋳鉄管	205,938.85		96.10	205,842.75
メカニカル鋳鉄管	255.00			255.00
鋼管	7,427.29	27.50	27.50	7,427.29
ステンレス管	532.20			532.20
ポリエチレン管	30,910.71	5,087.20	243.00	35,754.91
硬質塩化ビニル管	114,456.18		3,890.00	110,566.18
石綿セメント管	1,750.00		116.05	1,633.95
計	361,270.23	5,114.70	4,372.65	362,012.28

石綿セメント管改良延長

水源系統	地区名	前年度 末延長	改良延長	残存延長
第 1 水源系	野村、若山、 羽若、住山、	0	0	0
第 2 水源系	和田、栄	70	0	70
第 3 水源系	阿野田、二本松、 菅内、天神、	750	116	634
第 4 水源系	川崎、みどり	0	0	0
第 5 水源系	両尾、小野	590	0	590
関第 1 水源系	新所	340	0	340
合計		1,750	116	1,634

## 表 1

亀山市の水道施設の状況から見ますと水源地浄水棟などの建物は事業創設当時のままで、老朽化の進んでいる施設が多くあります。

また、ポンプ・電気計装設備も老朽化が進んでいます。

建物・ポンプ・電気計装設備の計画的な更新と施設耐震化整備の必要があります。

配水池は、老朽化している配水池の更新と緊急遮断弁の整備をする必要があります。

また、送水管路を耐震化する必要があります。

## 表 2

配水管は、管種別ではダクタイル鋳鉄管が最も多く、次に硬質塩化ビニル管があり、いずれも法定耐用年数40年に近い老朽管から順次改良が必要です。

震災対策として耐震工法による計画的な整備が必要です。

現時点における耐震化の状況は、配水管総延長362kmの内、約140km(38.8%)です。

また、市内に残る石綿セメント管の計画的な布設替が必要です。石綿セメント管は漏水が発生しやすい配水管で、現時点における布設替の状況としては、全長約3.3kmの内、残り1.6km(48%)です。

平成28年度は、阿野田・野登地区において全長170mにわたる改良工事を行っております。

平成29年度から平成33年度におきましては、天神・阿野田地区で全長290mにわたる改良工事を計画しております。

これらの布設替は、費用対効果を考慮して、公共下水道整備工事と併せて改良工事を行う予定です。

このような現状分析に基づき、平成28年度から平成38年度までの事業計画と資金計画を算定しました。

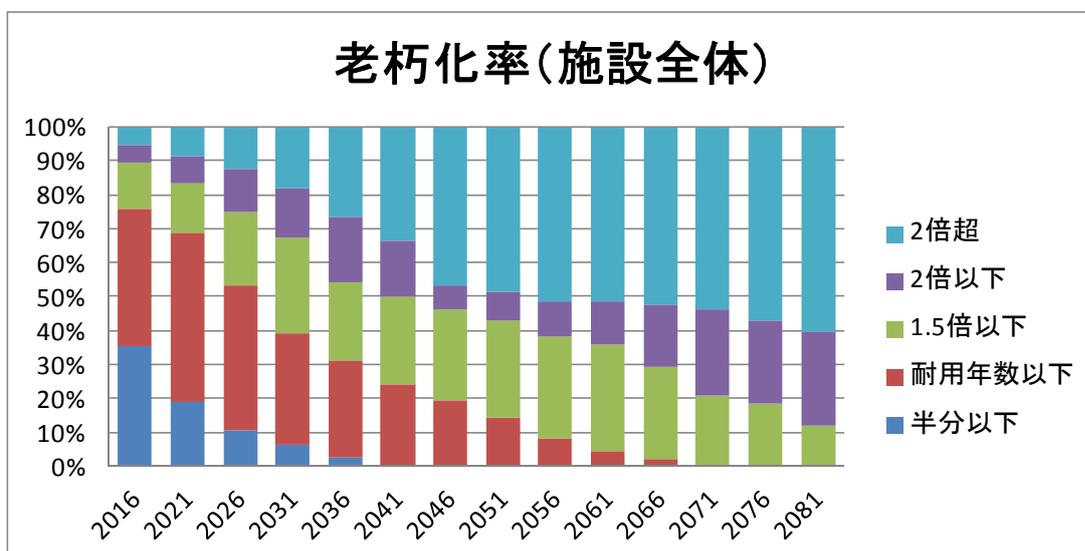
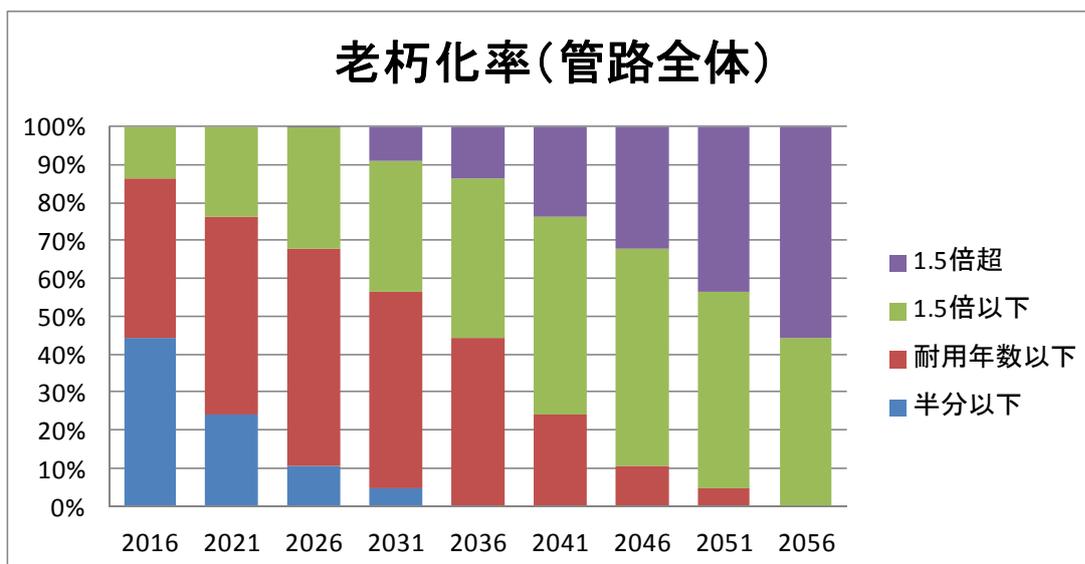
◆水道施設を更新しない場合の老朽化率

・設置後の使用年数が法定耐用年数を超えているものの割合を表しています。  
 法定耐用年数は、管路40年、建物50年、土木60年、機械10～15年、  
 電気・計装設備20年、配水池60年として推計しています。

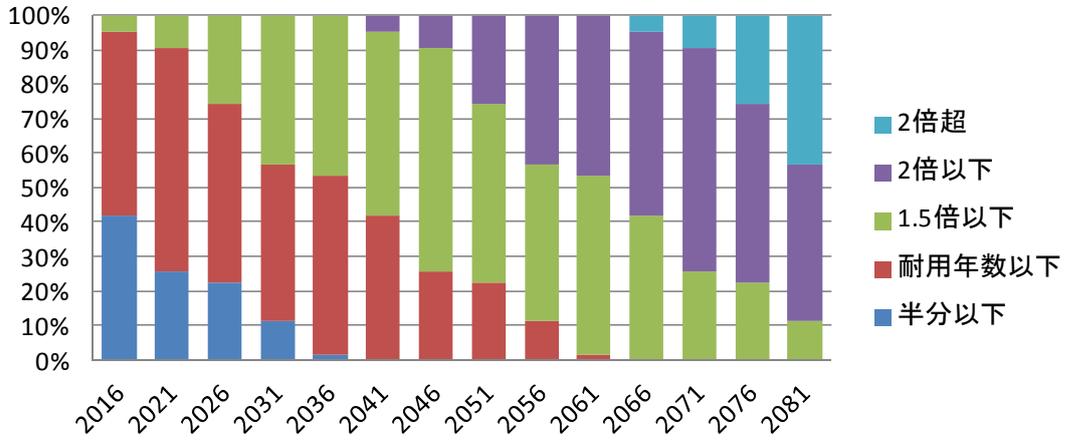
・特に老朽化が進んでいるのは、施設の中でも電気・計装設備、機械設備と管路の一部です。

電気計装・機械設備は、耐用年数が短いうえに長寿命化が難しく、年数とともに修繕費が増加していきます。

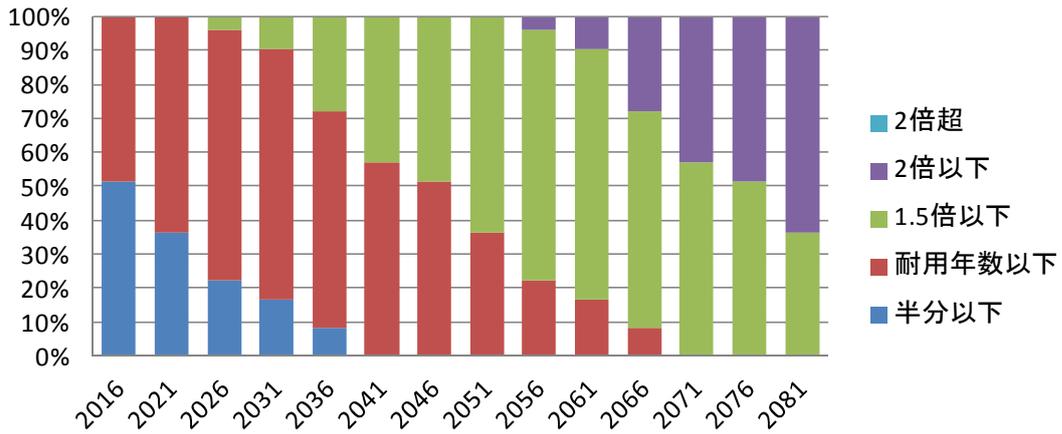
管路は、材質によって異なりますが、特に硬質塩化ビニル管の老朽化が進んでいます。



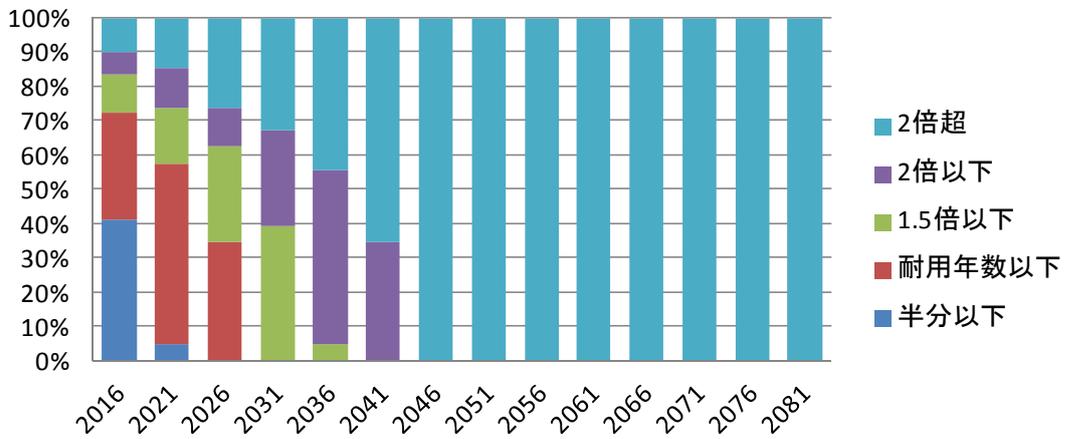
### 老朽化率(建物)



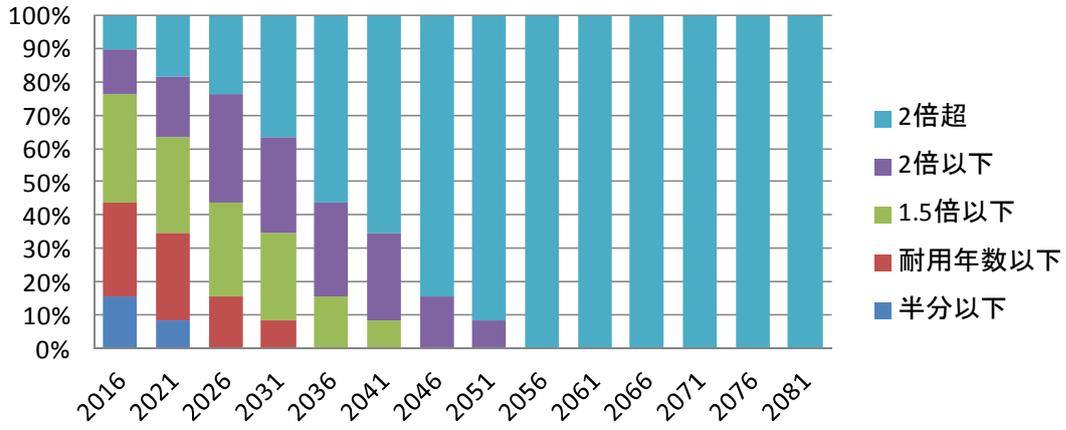
### 老朽化率(土木構築物)



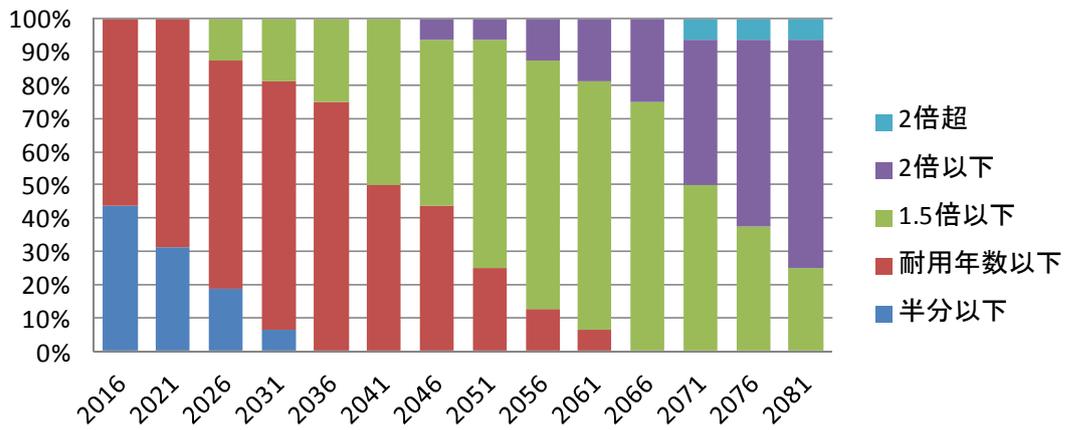
### 老朽化率(機械設備)



### 老朽化率(電気・計装設備)



### 老朽化率(配水池)

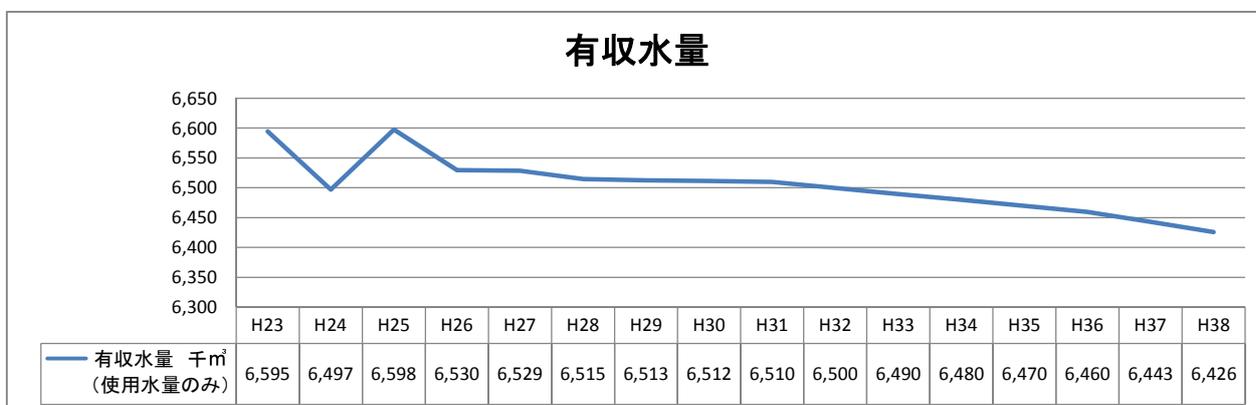
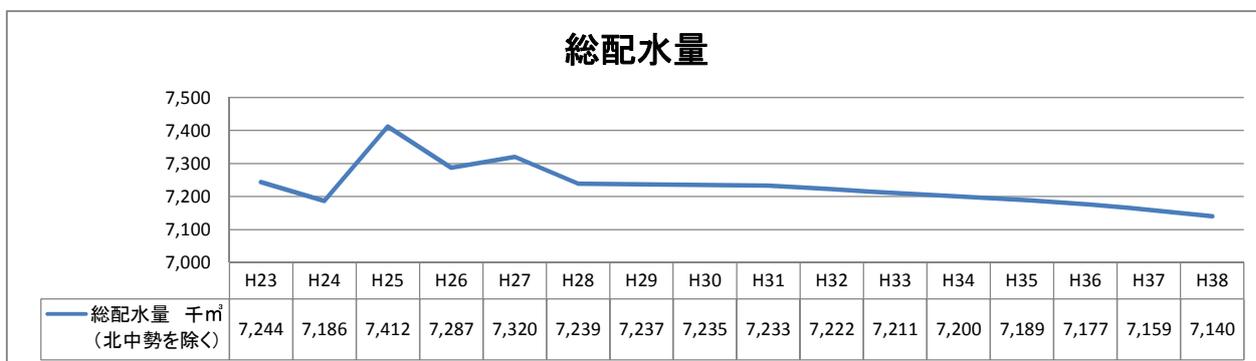
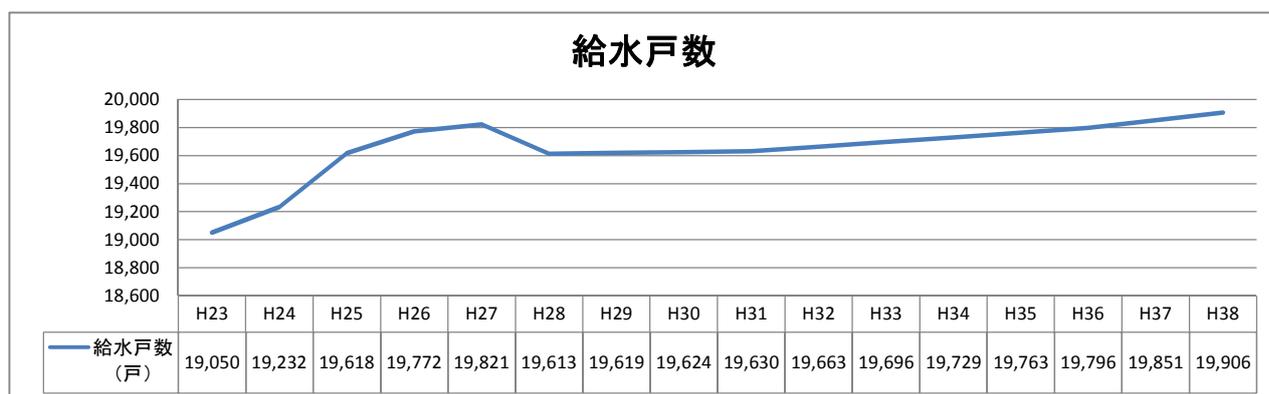
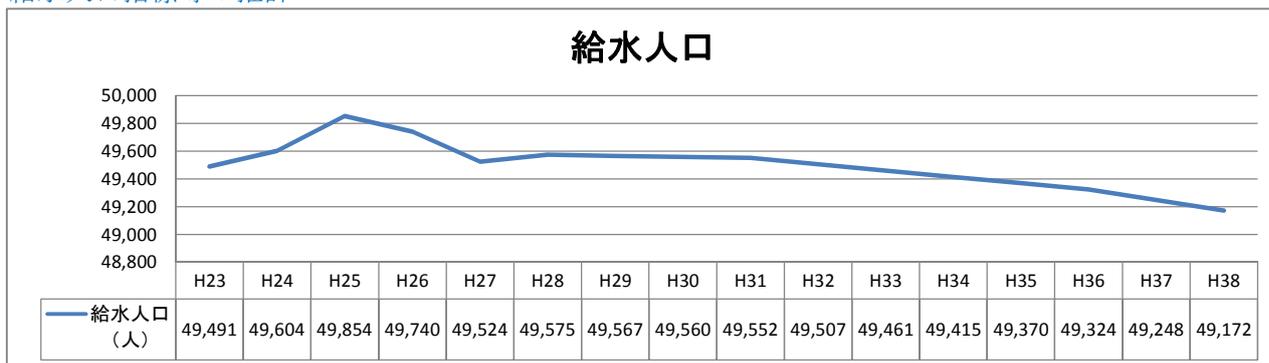


## 第9章 今後の事業計画（案）

	総事業費	事業費内訳	事業内容
平成29年度	586,172	26,400	川崎地区加圧ポンプ施設 実施設計
		15,600	〃 用地測量、用地買収費用
		167,524	第4水源（能褒野橋推進工事）
		75,000	坂下浄水場急速ろ過増設工事
		20,000	亀山市水道耐震化計画策定業務
		281,648	配水管改良工事・施設更新工事
平成30年度	400,000	100,000	川崎地区加圧ポンプ施設 改良工事
		300,000	配水管改良工事・施設更新工事
平成31年度	385,000	20,000	住山地区加圧ポンプ施設 実施設計
		15,000	住山地区加圧ポンプ施設 用地買収費用
		350,000	配水管改良工事・施設更新工事
平成32年度	415,000	100,000	住山地区加圧ポンプ施設 改良工事
		15,000	第2水源地 中央監視設備更新工事 実施設計
		300,000	配水管改良工事・施設更新工事
平成33年度	450,000	150,000	第2水源地 中央監視設備 更新工事
		300,000	配水管改良工事・施設更新工事
平成34年度 以降	410,000	10,000	配水池等施設耐震補強設計
		400,000	配水管改良工事・施設更新工事

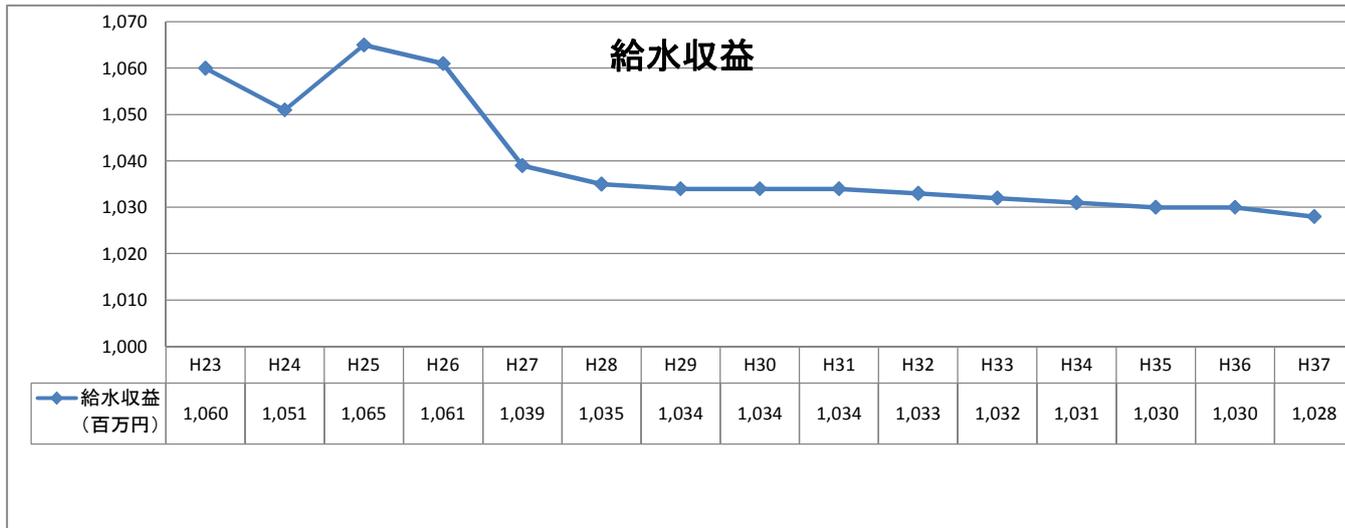
## 今後の資金計画（案）

### 給水人口指標等の推計

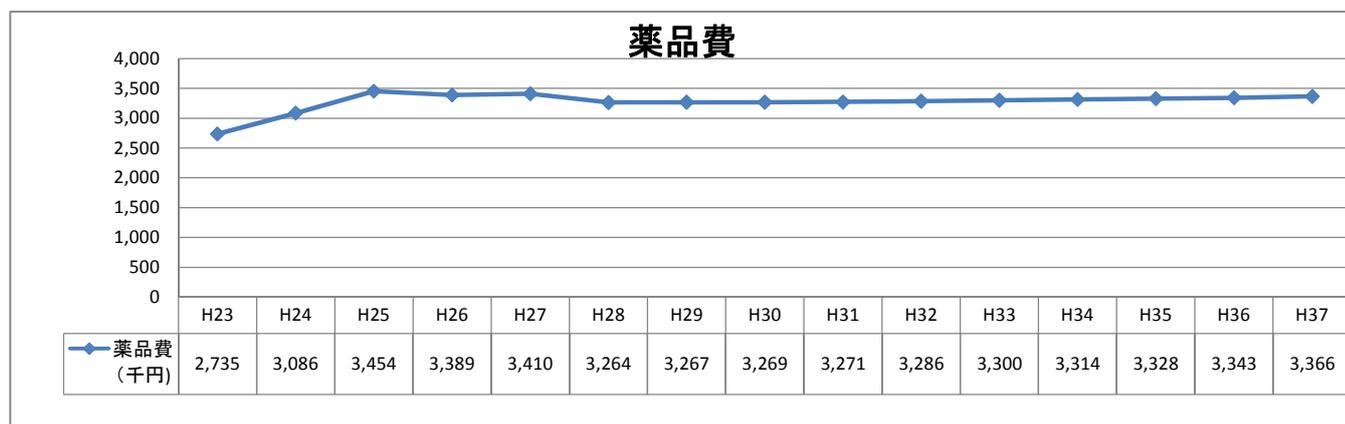
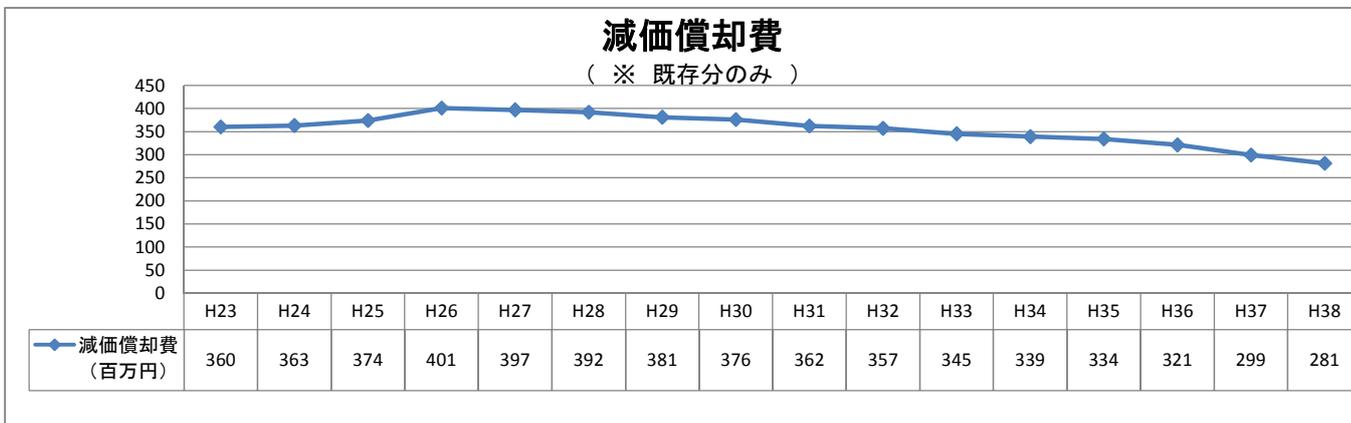
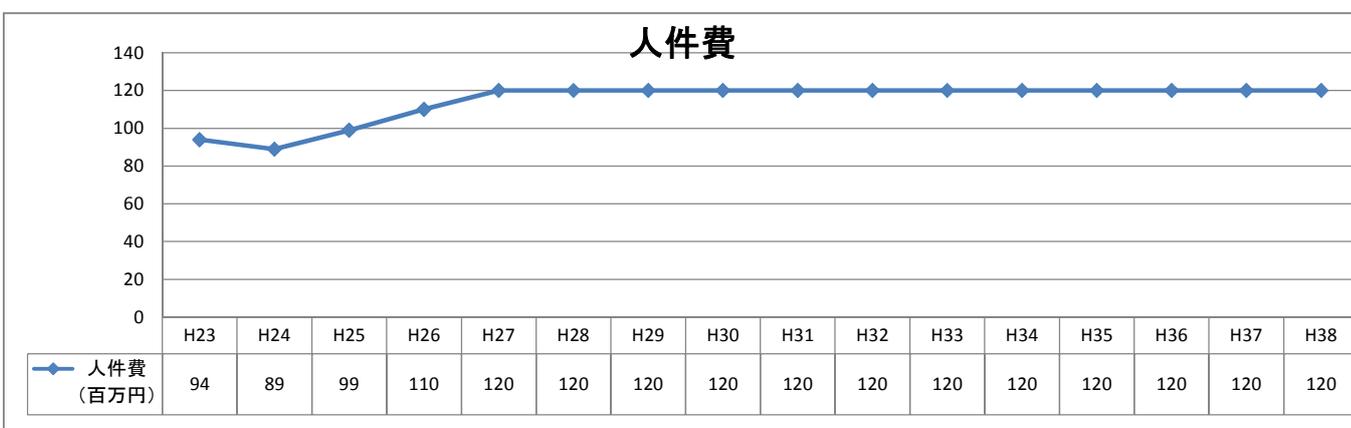


※(平成23年度～平成27年度の実績と平成28年度～平成38年度の推計)

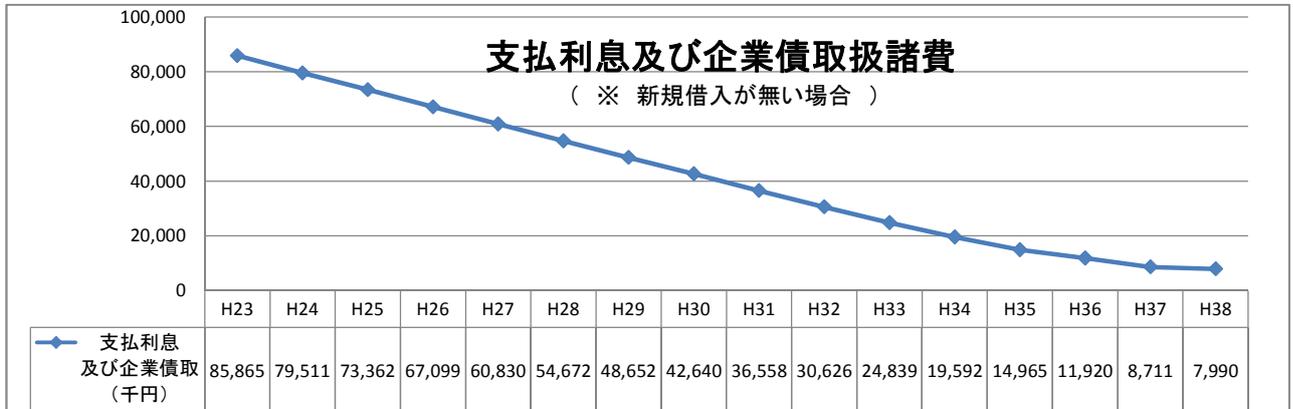
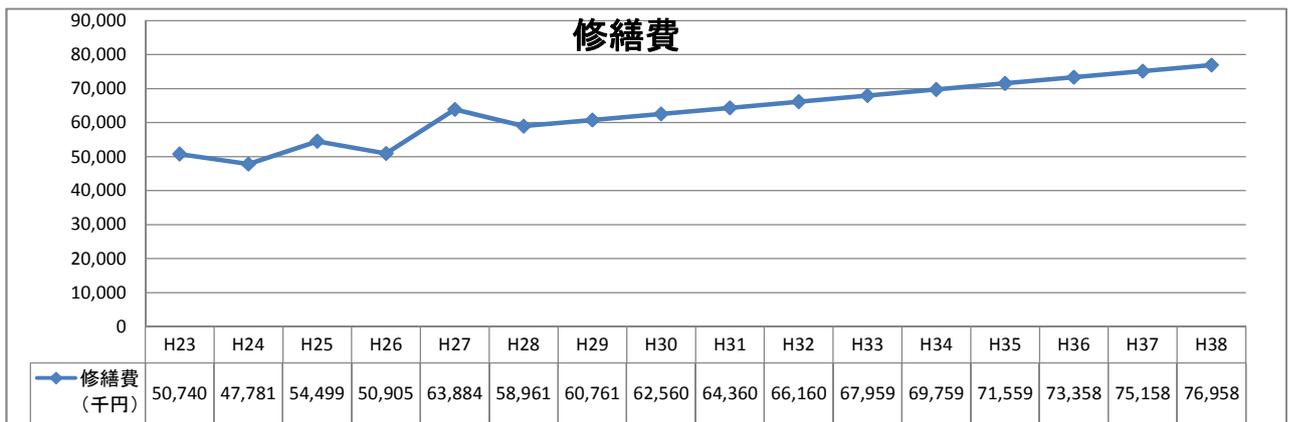
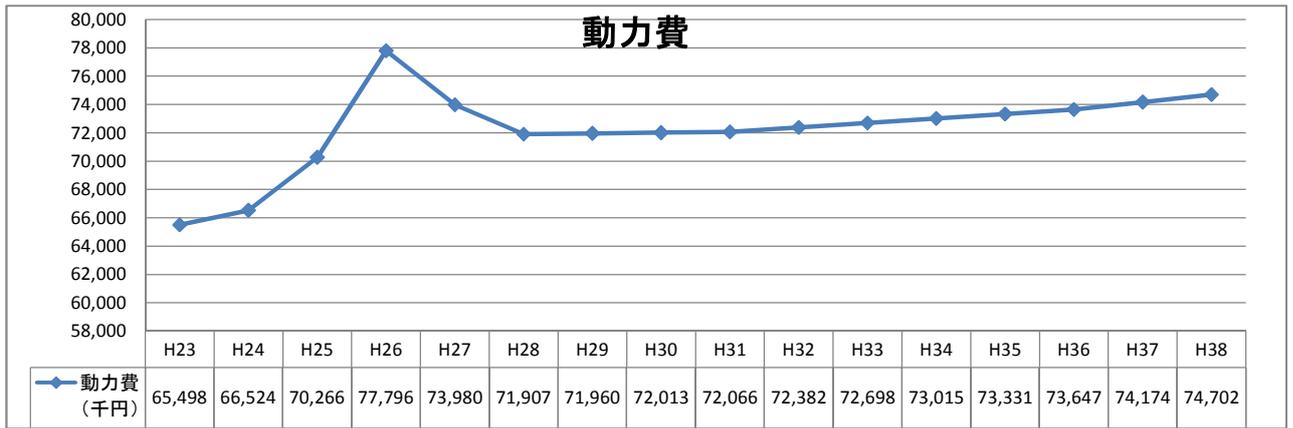
## 収益の推計



## 費用の推計



※(平成23年度～平成27年度の実績と平成28年度～平成38年度の推計)

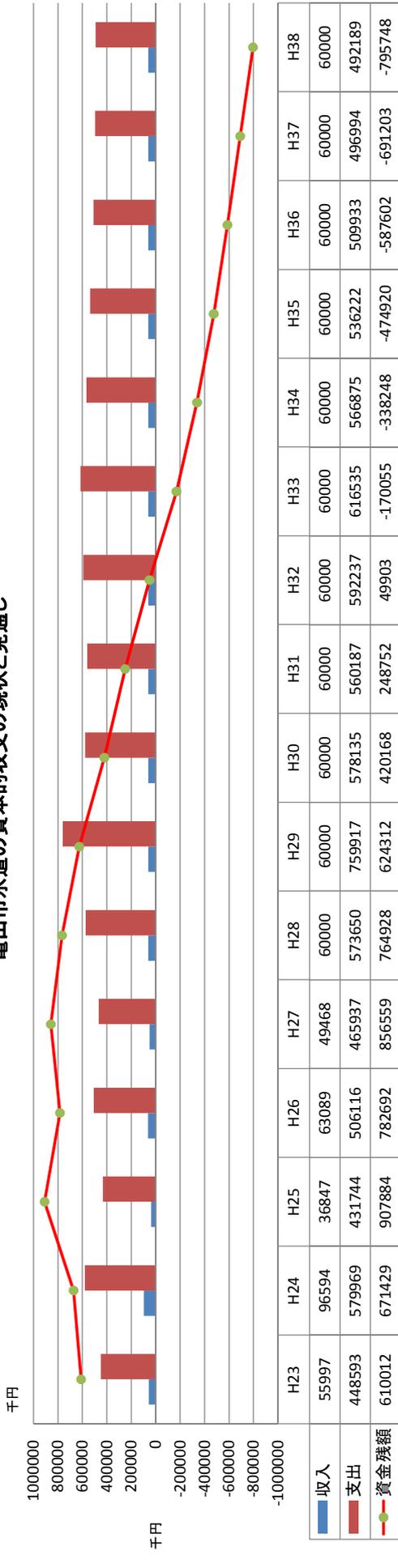


※(平成23年度～平成27年度の実績と平成28年度～平成38年度の推計)

亀山市水道の収益的収支の現状と見通し



亀山市水道の資本的収支の現状と見通し

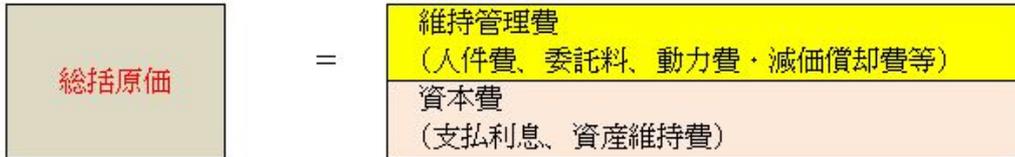


※建築改良費を毎年事業計画に基づき支出、企業債を平成29年度から毎年3億円借入した場合。  
 企業債の借入によっても資金は減少し続け、平成33年度にはマイナスとなる。  
 企業債は、建設改良費のうち固定資産相当分しか起債できないため、借入金が無尽蔵に増やすことはできない。  
 人件費は、市全体の人員配置適正化計画に基づき、平成27年度実績から増減なし（給与改定なし・増員なし）と仮定している。

## 料金の基本的な考え方

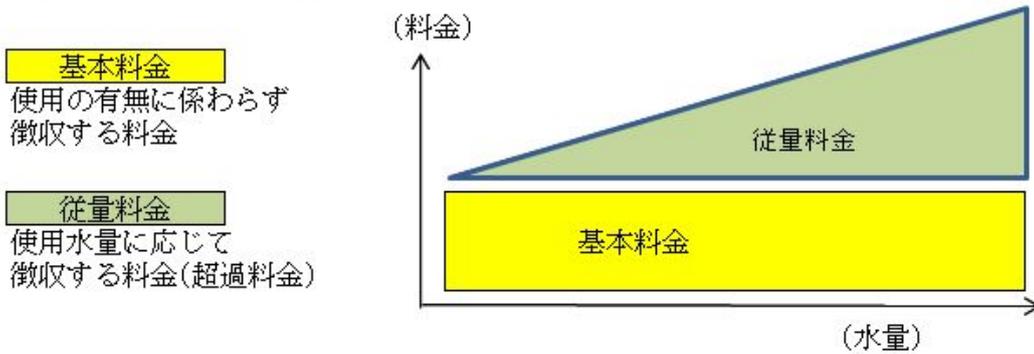
料金設定の考え方

料金収入の総額 = 経費の総額 (総括原価)



水道料金体系のしくみ(二部料金制)

最も一般的な料金体系が二部料金制



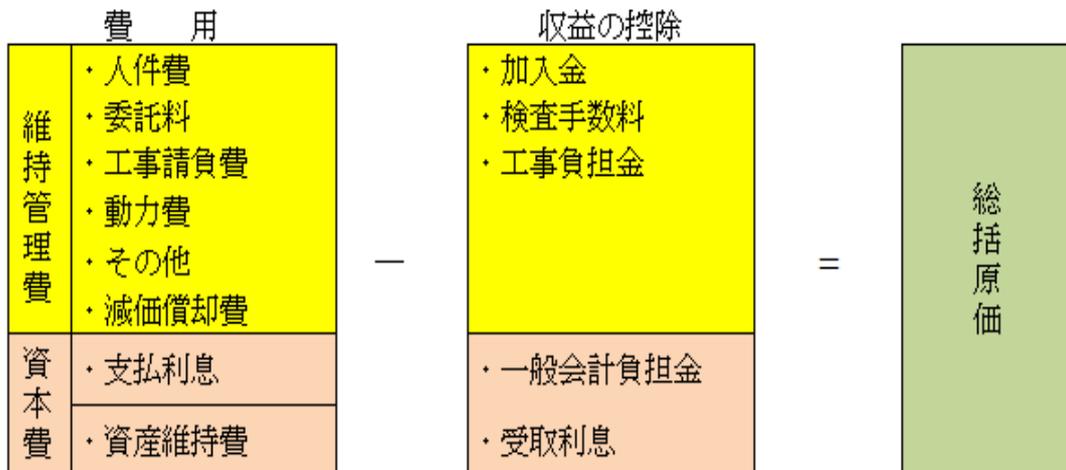
基本料金

使用の有無に係わらず  
徴収する料金

従量料金

使用水量に応じて  
徴収する料金(超過料金)

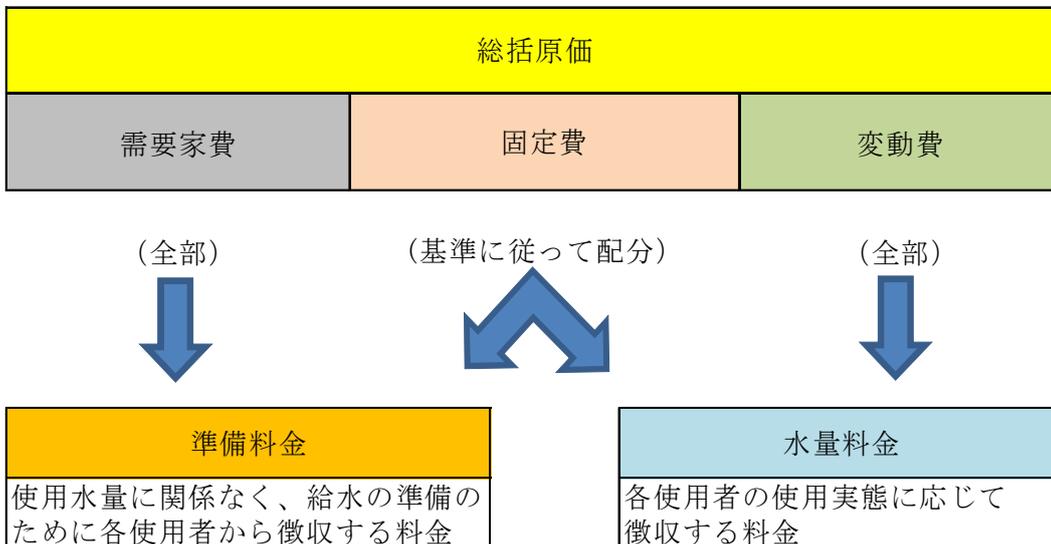
料金体系の設定(総括原価の算定)



料金体系の設定(総括原価の分解・整理)

総括原価		
需要家費	固定費	変動費
使用者の存在によって発生する費用	給水量に関係なく、水道施設を適正に維持していくために固定的に必要な費用	給水量に比例して増加する費用
(具体的な費用) ・量水器の購入費 ・検針に要する費用 ・料金徴収に要する費用	(具体的な費用) ・維持管理費の大部分 ・減価償却費 ・支払利息	(具体的な費用) ・動力費 ・薬品費

料金体系の設定(総括原価の配分)



## 総括原価の配賦

総括原価は、概ね次の3種類に区分するものとする。科目別に区分できない場合は、現状に即した割合で按分する。

- ◇ 需要家費・・・・・・・・ 検針、集金、量水器関係部門に係る費用
- ◇ 固定費・・・・・・・・ 需要家費、変動費以外の費用
- ◇ 変動費・・・・・・・・ 薬品費、動力費、受水費（水量料金）

北中勢水道給水収益、手数料、雑収益、雑収益、消火栓負担金、営業外雑収益は対応する区分の総括原価から控除する。  
料金算定期間は平成30年度～平成34年度までの5年間とする。

款 項 目	節	配分比率 (控除)			総括原価の配賦			(単位：円)
		需要家費	固定費	変動費	30～34年度の合計	需要家費	固定費	
水道事業収益								
営業収益					6,091,005,605	△ 114,429,771	△ 1,193,188,714	△ 269,235,875
給水収益					5,374,094,194	△ 89,429,771	△ 1,193,188,714	△ 269,235,875
給水収益					5,167,599,479	0	△ 1,149,960,000	△ 269,235,875
北勢水道給水収益					3,748,403,604	0	0	0
受託工事収益				基本料金	1,419,195,875	0	△ 1,149,960,000	△ 269,235,875
その他営業収益					21,101,034	0	0	0
給水加入金					174,558,138	△ 89,429,771	△ 32,393,170	0
手数料					52,735,196	0	0	0
雑収益					10,035,728	0	△ 10,035,728	0
他会計負担金					111,787,214	△ 89,429,771	△ 22,357,443	0
消火栓負担金					10,835,543	0	△ 10,835,543	0
営業外収益					10,835,543	0	△ 10,835,543	0
長期前受金戻入					716,911,411	△ 25,000,000	0	0
雑収益					691,911,411	0	0	0
その他雑収益					25,000,000	△ 25,000,000	0	0
収益合計					25,000,000	△ 25,000,000	0	0
					6,091,005,605	△ 114,429,771	△ 1,193,188,714	△ 269,235,875

款 項 目 節	配分比率		総括原価の配賦			(単位：円)	
	需要家費	固定費	変動費	30～34年度の合計	需要家費		固定費
水道事業費用				5,578,396,286	409,720,097	4,520,832,413	647,843,776
営業費用				5,424,144,569	409,720,097	4,366,580,696	647,843,776
原水及び浄水費				2,056,313,358	0	1,408,469,582	647,843,776
配水及び給水費				873,677,425	66,775,173	806,902,252	0
総係費				466,943,674	304,608,877	162,334,797	0
減価償却費				1,776,766,032	5,049,735	1,771,716,297	0
有形固定資産減価償却		その他		1,776,766,032	5,049,735	1,771,716,297	0
資産減耗費				250,444,081	33,286,313	217,157,768	0
固定資産除却費		100%		217,157,768	0	217,157,768	0
たな卸資産減耗費		100%		33,286,313	33,286,313	0	0
営業外費用				154,251,717	0	154,251,717	0
支払利息及び企業債取扱諸費				154,251,717	0	154,251,717	0
企業債利息		100%		154,251,717	0	154,251,717	0
費用合計				5,578,396,286	409,720,097	4,520,832,413	647,843,776
減価償却費増加分	需要家費	固定費	変動費	30～34年度の合計	需要家費	固定費	変動費
		100%		286,345,717	0	286,345,717	0
総括原価計	需要家費	固定費	変動費		需要家費	固定費	変動費
うち準備料金	295,290,326				295,290,326	3,613,989,416	378,607,901
うち水量料金	295,290,326				295,290,326	94,586,272	
						3,519,403,144	378,607,901
給水戸数(戸)	30～34年度の合計			総括原価計	4,287,887,643		
一日最大配水量(m <sup>3</sup> )	98,343			準備料金計	389,876,598		
一日平均配水量(m <sup>3</sup> )	113,807			水量料金計	3,898,011,045		
有収水量(m <sup>3</sup> )	98,914						
	32,493,335			1m3当たり水量料金	120.0		

## 第10章 検討課題

当市の今後の財政状況は資金計画のとおりであります。

中でも資本的収支は、保有する固定資産を健全な状態で更新していくために、少なくとも年当たり4億円の建設改良事業を行っていかねばなりません、企業債を毎年3億円借入することとなります。

また、運転資金として平成34年度に3億円確保するためには、30年度から収益を9千4百万円増加させる必要があります、この資金不足を補うためには、料金改定が必要となります。(18ページ右側グラフ参照)

そこで、料金の値上げの率が問題となります。

### 『(1)改定率について』

試算では、平成30年度から収益を増加させる必要がありますが、現実の使用者負担を考えますと、あまり大幅な値上げを行うことは難しいと考えます。

しかし、公営企業会計を運営するには、運転資金が必要です。

この企業運営が成り立ちながら、使用者の皆様の理解を得られるような平均改定率をもって料金設定を行いたいと考えております。

この平均改定率を何パーセントに設定すべきであるのか、ご検討いただきたいと存じます。

試算：1・試算：2を24・25ページに添付しました。

なお、平成35年度以降はさらに資金が不足するため、再度料金改定が必要となることが予想されます。

### 『(2)基本料金に含まれる水量について』

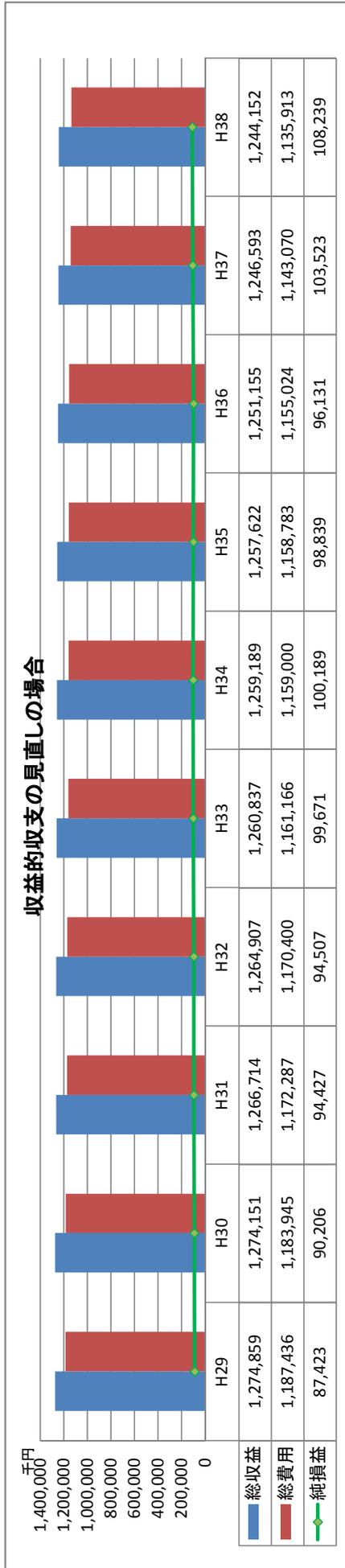
また、資料3ページ下部に記載した基本水量制の課題として、使用水量が10m<sup>3</sup>未満の使用者の増加により負担が公平でなくなる懸念があります。

現行の基本料金は、10m<sup>3</sup>以下の使用水量は一定の料金となります。

しかし、使用水量の少ない高齢者世帯や、一人暮らし世帯等への配慮も必要であることから基本料金の範囲を下げたいと考えます。

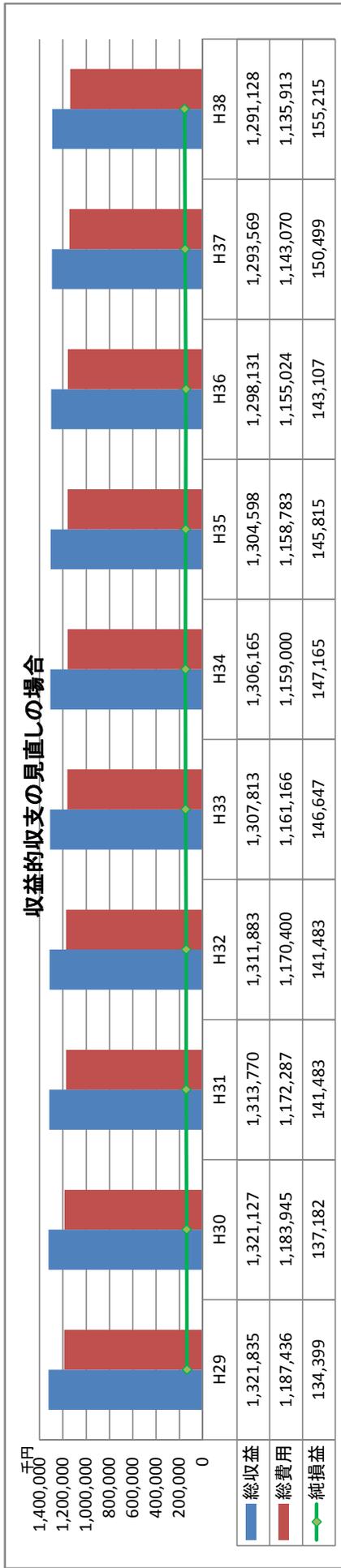
現行の水道料金表を26ページに添付させていただいておりますので、併せて御審議賜りたくお願い申し上げます。

(試算:1) 平均改定率を110%に設定し、基本料金を5㎡までに設定した場合



※建築改良費を毎年事業計画に基づき支出、企業債を毎年3億円借入した場合、平均改定率を10%引き上げ、企業債の借入れを行った場合、平成35年度にはマイナスとなる。

(試算:2) 平均改定率を120%に設定し、基本料金を5㎡までに設定した場合



※建築改良費を毎年事業計画に基づき支出、企業債を毎年3億円借入した場合。  
平均改定率を10%引き上げ、企業債の借入れを行った場合、平成35年度にはマイナスとなる。

現行水道料金表

	基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)		超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	13 mm	1,080円	
	20 mm	1,285円	
	25 mm	1,674円	11 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup> 95円
	30 mm	2,505円	21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup> 97円
	40 mm	4,849円	31 m <sup>3</sup> ～ 50 m <sup>3</sup> 99円
	50 mm	8,078円	51 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup> 120円
	75 mm	11,016円	101 m <sup>3</sup> ～ 200 m <sup>3</sup> 147円
	100 mm	18,738円	201 m <sup>3</sup> 以上 151円
	150 mm	42,660円	
	200 mm	72,360円	